

第1号様式（第5条関係）

私道内公共下水道設置申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者代表

住 所

フリガナ

氏 名

（電話 ）

下記の私道内への公共下水道の設置について、関係書類を添えて申請します。

記

私道の位置	上越市	地先
起 点	上越市	番地
終 点	上越市	番地
延 長	. m	
幅 員	. m	

※添付書類

- 1 私道内公共下水道設置申請者名簿（第2号様式）
- 2 私道位置図（縮尺2,500分の1）（第3号様式）
- 3 設置申請者区画平面図（縮尺500分の1）（第4号様式）
- 4 私道内公共下水道設置箇所更正図（第5号様式）
- 5 私道内公共下水道設置同意書（第6号様式）
- 6 土地所有者登記簿謄本又は私道内公共下水道設置箇所土地調書（第7号様式）
- 7 私道内公共下水道設置箇所現況写真（第8号様式）
- 8 私道に係る土地に抵当権の設定その他の所有権に関する制限が設けられている場合にあっては、私道の抵当権者等の承諾書（第9号様式）

第2号様式（第5条関係）

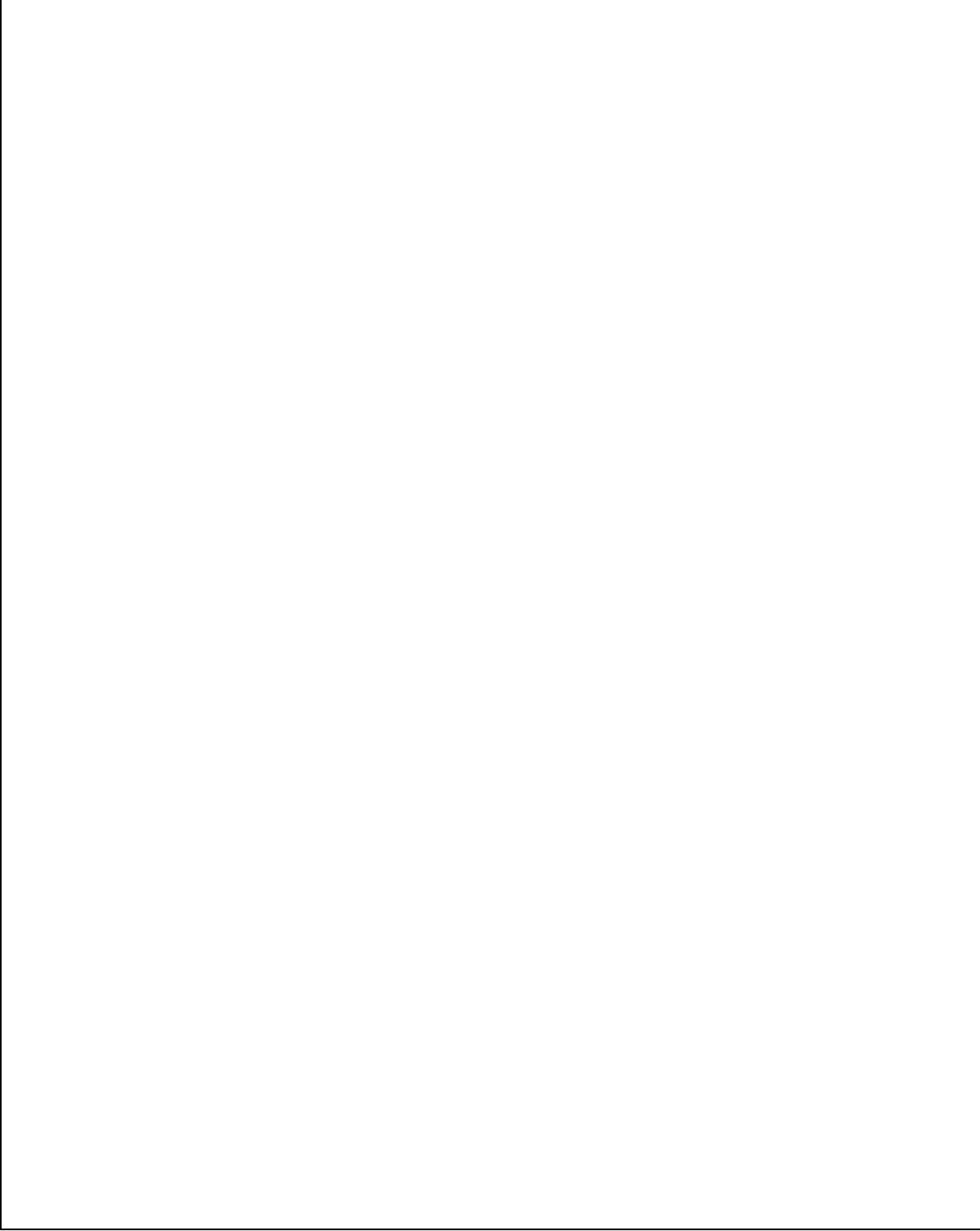
私道内公共下水道設置申請者名簿

第4号 様式の 図面対 象番号	申請者（家屋の所有者）			※居住者	
	住 所	フリガナ 氏 名	電 話	フリガナ 氏 名	電 話
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

(注) ※欄…家屋所有者が居住者の場合は、記入不要

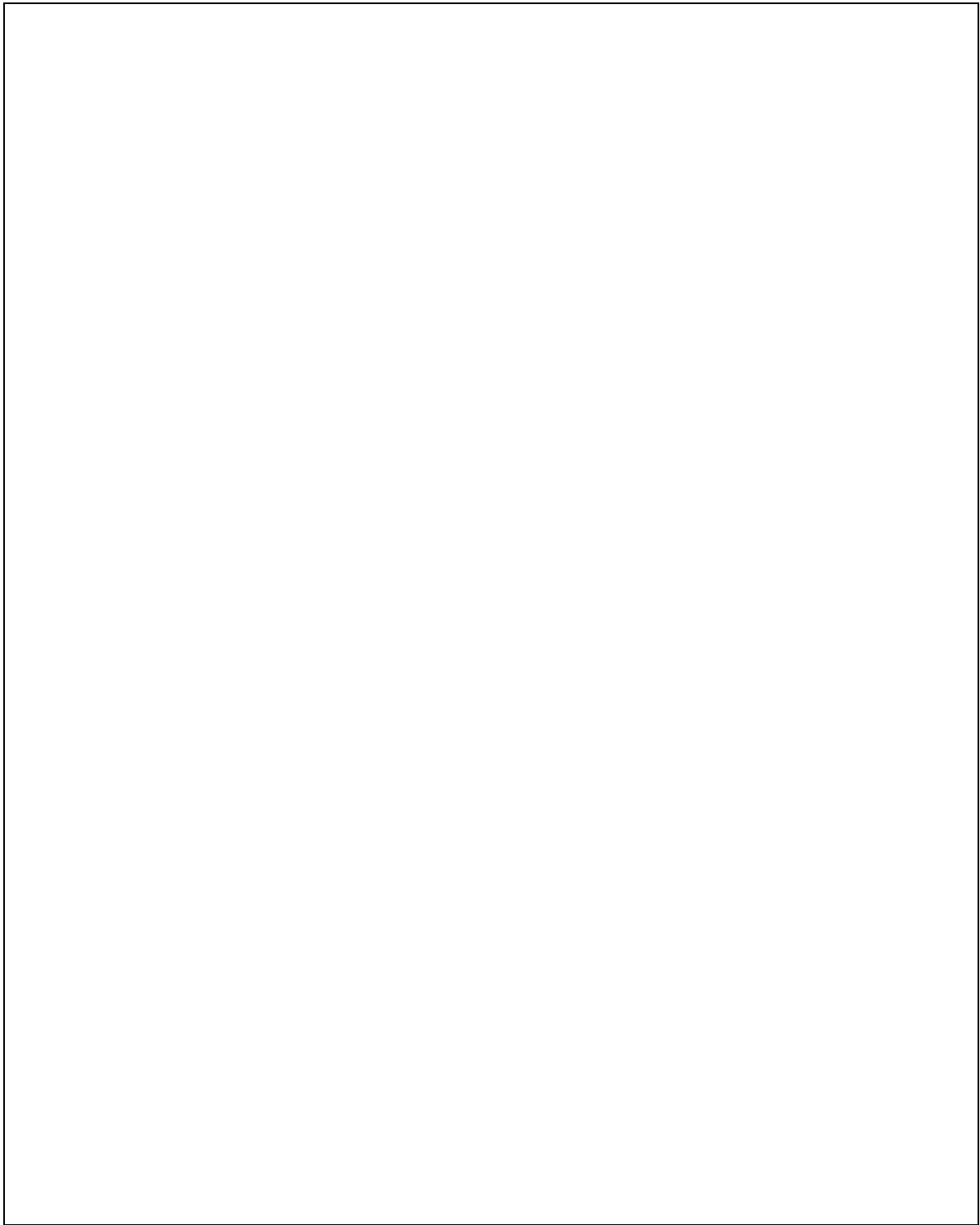
第3号様式（第5条関係）

私道位置図



第4号様式（第5条関係）

設置申請者区画平面図



- (注)
- 1 第2号様式の図対象番号を記入すること。
 - 2 公道には道路名を記入し、申請箇所を赤色で表示すること。
 - 3 私道の幅員及び延長を記入すること。
 - 4 平面図は、住宅地図添付可

第 5 号様式 (第 5 条関係)

私道内公共下水道設置箇所更正図



第6号様式（第5条関係）

私道内公共下水道設置同意書

年 月 日

（宛先）上越市長

私道土地所有者

住 所

フリガナ

氏 名

（電話

）

私道内公共下水道設置について、下記のとおり同意します。

記

- 1 公共下水道管渠設置用地は、次の表に表示する土地（以下「この土地」という。）とします。
- 2 この土地の使用期間は、公共下水道管渠の維持管理の必要がなくなるまでの間とし、使用料は、無償とします。
- 3 この土地の権利者を変更するときは、変更後の権利者に同意事項を承継させるとともに、上越市へ連絡します。
- 4 公共下水道の維持管理のため、下水道法第32条第1項の規定により市長が命じた市の職員又は市長の委任を受けた人及び団体が私道内に立ち入ることを了承します。
- 5 公共下水道設置後において上越市の承諾なくして当該施設の構造の変更及び撤去をしません。
- 6 公共下水道設置後に新たに使用する人及び団体がある場合は、当該土地の使用を認めます。
- 7 その他この同意書に疑義が生じたときは、協議の上、決定します。

土地の表示
上越市
上越市
上越市

第7号様式（第5条関係）

私道内公共下水道設置箇所土地調書

年 月 日

確認者

No.	土地所有者		下水道設置箇所			
	住所	氏名	所在	地番	地目	地積 (㎡)
1			上越市			
2			上越市			
3			上越市			
4			上越市			
5			上越市			
6			上越市			
7			上越市			
8			上越市			
9			上越市			
10			上越市			
11			上越市			
12			上越市			
13			上越市			

※ 土地確認は、法務局登記簿による。

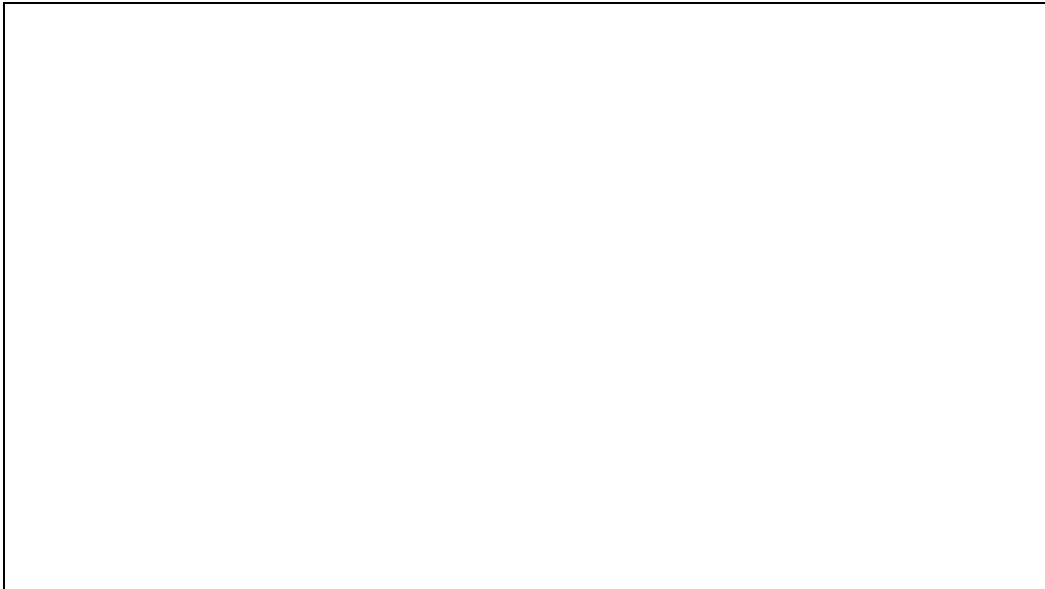
第8号様式（第5条関係）

私道内公共下水道設置箇所現況写真

起点から終点を見る



終点から起点を見る



第9号様式（第5条関係）

私道の抵当権者等の承諾書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

私が権利を設定している土地について、上越市と土地所有者が下記の内容により使用貸借契約を締結することを承諾します。

記

- 1 使用貸借契約の目的 公共下水道施設設置のため
- 2 使用貸借契約の範囲 表示の土地
- 3 使用貸借契約の存続期間 契約締結の日から公共下水道用地としての用途を廃止するまで

4 土地の表示

土地所有者		下水道設置箇所		
住所	氏名	所在	地目	地積（㎡）
		上越市		
		上越市		
		上越市		